

発行
 肱川町
 TEL { 16
 28
 編集
 総務課
 1965.7.20号

投票率七四・四九% 前回より〇・四三% 上る

参議院議員通常選挙は、去る七月四日終つた、本町の有権者三、三六〇人、投票者二、五〇三人で、投票率七四・四九%、前回（三十七年執行）より〇・四%上回る成績であつた。投、開票の結果は次のとおりである。

井上定次郎	一二一票
増原 恵吉	一、四一四票

◎ 全国選出議員の状況

◎ 各投票所の投票率（％）

七五・五八
第二〇〇
(岩谷小)

第三
（宇和川集）

第四
（大谷小）

第五〃
(中津小)

第六
11
(予子林小)

第七〃
(中居谷小)

計 七四・四九

○部落別の投票率は別表のとおり

◎ 地方選出議員候補者の得票数（届出順）

渡辺 道子	八七〇票
-------	------

五%であつた。地方区に對し、全国区の無効票の多いことは、選挙民の感心のうすいことを物語っている。その内訳を見ると、候補者でない者の氏名を記載したものが地方区で八四票、全国区で一六二票とないずれも半数以上あることはなすけなさいことである。投票に來た以上は候補者の氏名をはつきりと書き、無効票をより少なくするよう努力したいものです。

◎ 今回の選挙は、午后雨になつたにもかかわらず、前回より少々なりとも上回つたことは実に嬉ばしい事である。然しまだまだ選挙に対する感心の低いことは事実である。いつの選挙でも云えることであるが、第一、第二、第三投票所の低調な事は残念なことである。

立派な政治がなされるためには、立派な候補者を選ばなければなりません。その為には選挙民皆さんが投票に参加してより良い候補者を選ぶことです。選挙は人の為ではありません。常に選挙に対する認識を高め、いつの選挙でも投票に参加するよう心がけておくことです。

土地の評価替に続き家屋の評価替がされます。永年に亘り全家族が新たに適用されますのは昭和四十二年度になります。

屋の評価がされていないため自治省よりの評価基準に基き全国一斉に実施されることになっていますが評価替によって全体の平均価額が引上げになることはなく家屋の減価償却は十分計算に入れ均衡の評価がされるのを目的に行われます。又今度の評

尚評価については各家を棟毎にメートル法による床面積から構造別。用途。規模。程度。年次別。部分別による評価と、かつ償却減価をみますから係員が参りました節は宜敷く御協力下さいますようお願いいたします。

(税務課)

(稅務課)

特に伝染病予防に力をつくそう

七月一日から三十一日までの一カ月間は「夏の健康を守る運動月間」である。

この月間は病気の予防に重点をおき、お互いの健康増進と衛生思想向上をはかるのが目的である。

特に今年は異常気象で温度や湿度の高低がはげしく伝染病や食中毒発生が心配されている。とりわけ赤痢、日本脳炎、小児まひなどの流行が心配されている。

るが、今と
くに赤痢な
どの注意を
考えて、みま
しょう。

夏につきもののようにいわれてきたが最近は夏冬の区別なく発生し既に今年に入って県内で一四件の集団発生（六月末日現在）があり患者、保菌

者を合わせると八〇〇人をこえる。昨年の今ごろの二倍になっている。

赤痢は口から伝染するので、いつもよく手を洗い、はえや油虫を駆除すればだいたい予防できる。赤痢で死ぬことは少ないからと軽く見ないようになしなう。また抗生物質による素人療法は危険です。

日本脳炎 は、夏から初秋にかけて発生する病気で、致命率

昭和40年7月8日市況より

長 寸	徑	種	す	ぎ	ひ の き	まつ
		7 cm 下		4 7		4 8
4 m		8 " 上		4 7		4 9
4.2 0	}	1 2 " 上		4 3		4 8
		1 6 " 上		4 4		4 5
		3 0 " 上		4 6		4 6
						3 0
3. 0		7 " 下		3 4		3 5
}		8 " 上		4 0		4 1
		1 3 " 上		4 6		5 6
3. 2		1 6 " 上		4 3		4 8
						2 6
2. 0		7 " 下		2 0		2 0
}		8 " 上		1 7		1 8
		1 6 " 上		2 5		2 0
2. 1		3 0 " 上		3 2		2 8
						2 6
1. 0		1 2 " 上		1 0		1 4
6. 0		1 3 " 上		4 4		6 0
足 場			1 m に付	5 0 ~ 7 0		

その他
 ザツハルブ 1.5m~2.1m 末口 6cm 上 1 2 円
 マツハルブ 1.5m~2.1m 末口 6cm 上 2 1 円

本表は、松川町内の自動車土場の価格です（才当り）
 故に運賃や市場手数料など差引いたものです

乾しいたけ相場表

入札の月日	六月二六日	六月二九日	五月亦より
高値	K ₁₀ 並り 二、五五〇	K ₁₀ 並り 二、七三二	市況入札なし
平均値	一、八六四	二、〇六八	
安値	一、一六〇	一、四一九	

五月末より相場は弱綜合のままで現在の相場は一Kの當り、ハのらく、九の内外と綜合又は弱優合が続いています。

後遺症をあらわせると六〇%という高率を示しており、本県では昨年の罹患者六二名のうち二二名が死亡し多数の後遺症を残しました。日本脳炎は蚊によってうつされます。蚊を駆除すればかなりの予防効果が期待できます。

小児まひ については生ワクチンの投与以来本県では一名の患者も出ておりません。今年も一名の患者も出さないよう対象年令の幼児に生ワクチンの投与を受けましょう。

最後に私たちが日ごろ心がけなければいけない伝染病予防の常識は次のとおりです。

- (1) 正しい手洗いの励行
- (2) 生水、生物に注意する
- (3) 素人療法はやめる
- (4) 集団給食、食品業者等は毎月一回検便をする
- (5) 蚊、はえ、油虫を退治する。
- (6) 炎天下で長時間の無帽、激動を避ける。
- (7) 過労にならないよう。また暴飲暴食をつつし、寝冷え、夜ふかしをしない。
- (8) し尿を川にすてたり食品食器類を川水で洗うような悪習を改める。
- (9) いろいろな予防接種は忘れずを受ける。

水田煙草跡の
稲作りについて

換金作物煙草の有利性は作付面積の増大、水田裏作への進展等、当町の基幹作物として発展を続けておる事は御同慶の至りです。こうした躍進に伴って栽培面積のより拡大、栽培の集団化等幾つかの課題に直面しておりますが熱心な有志の方々はこの事を察知し、既に数年に亘り研究を続けていただいております。

然し煙草跡の水稲栽培は理論的には中山間地帯では困難とされ、実際の栽培でも極めて不安定な作物で飛躍的發展の大きな阻害要因となっております。こうした経験の中で経営しようとする水稲晩期栽培は周到な研究計画を必要とするとは無論であり、皆さん方又関心の的と存じますので参考として、去る

五日の研究会で検討されました事項をご紹介します。一、晩期栽培の稲品種。生育がおくれるので冷害に強い早生系統より選択のこと。生育がおくれるとイモチ病に對し抵抗力が弱くなるのでイモチ病の抵抗力も充分留意する。現在品種では農林二十二号、セトホナン、綾錦が適品種と云える。

二、苗代。種子は反当八〇を用意し種子消毒後二昼夜浸種を行う。苗代は折衷苗代とし夜間は落水は中灌水として床温の上昇をふせぐ。苗代日数は二十五日以上三十日が適当である。若苗を使う場合でも本葉五枚以上は必要である。高温徒長のため苗は非常に軟弱となり易く、苗イモチ病発生するので苗代後半に必ず二回以上水銀剤で消毒をすること。

苦情箱設置

川上商工会

川上商工会では、このほど区域内に苦情箱を設けた。これはお得意様の遠慮のない声を聞き、そのご意見や苦情をもとに、経営の改善をはかり、喜んで利用していただける商店として進んで行きたいと言う目的で設けるもので、お得意様の利用を望んでいる。

なお設置場所は次の通り
鹿野川、滝山、大谷、予子林、赤岩、以上の五ヶ所である。

参議院議員通常選挙
部落別投票率及び順位

順位	部落名	投票率	町内順位
第一投票所	1 栄川	91.30	2
	2 鹿野	89.38	5
	3 下京	80.95	13
	4 小上	76.85	19
	5 鹿野	76.83	20
	6 大和	75.00	21
	7 中野	63.85	33
	8 見月の	63.64	34
	9 奥の	62.26	37
	10 奥の	50.00	40
第二投票所	1 瀬尾	90.91	3
	2 木野	71.64	25
	3 下嵯峨	66.67	30
	4 上嵯峨	64.41	32
	5 下敷	60.00	38
	6 敷	50.00	40
第三投票所	1 協山	78.79	16
	2 萩野	72.29	23
	3 萩野	72.00	24
	4 上森	69.47	28
	5 嘉城	69.33	29
	6 汗生	66.67	30
	7 道尾	62.50	36
	8 小井	17.14	39
	9 共栄	19.54	42
第四投票所	1 知者	89.19	6
	2 大平	88.89	7
	3 久常	85.29	10
	4 影保	82.65	11
	5 大影	80.00	15
	6 大影	70.37	26
	7 大影	70.00	27
	8 白石	63.29	35
第五	1 中津	82.08	12
	2 小倉	72.73	22
第六投票所	1 郷町	91.53	1
	2 市之	89.87	4
	3 藤之	88.10	8
	4 市之	85.94	9
	5 藤之	80.88	14
	6 瓜生	77.42	18
第七	1 中居	77.25	17
	2 中居	77.25	17

鉄砲や刀をもつ人に注意

銃砲刀剣類所持等取締法が改正になりました。法律のどんなところが改正されたか。
一、この法律は昭和四十年七月一日から施行されます。
二、けん銃などの輸入が禁止された。
三、けん銃などの輸入は、銃大砲などの輸入はできません。

脇川警察官派出所

銃砲刀剣類所持等取締法が改正になりました。登録証の取扱規制が強化され、登録を受けた銃砲や刀剣類を所持許可を受けて許可証を持てていることを確認しなければなりません。
四、登録証の取扱規制が強化され、登録を受けた銃砲や刀剣類を所持許可を受けて許可証を持てていることを確認しなければなりません。
七、建設用銃の取扱いは整備された。建設作業のため使用される銃砲（建設用びょう打銃）は、建設用銃の取扱いは整備された。

古式銃砲愛好家の保存ができてやすくなりました。
九、罰則が重くなった。この法律の違反についての罰則が懲役罰金とも改正前よりたいへん重くなりました。
二、改正の趣旨は、最近の暴力団その他による銃砲刀剣類の不法所持と使用の実情から、けん銃などの密輸入や不法な所持使用を重く罰して、これらの犯罪を防止し、国民の暴力排除に対する要望にこたえるためのもので、法律改正の趣旨をよく理解していただき、銃砲や刀剣などの不法所持、使用の追放にご協力くださるようお願いいたします。

(1) 国や地方公共団体が法令の手続きを経て輸入する場合、けん銃などの所持の許可を受けた者、またはオリンピックなどの国際競技に用いるけん銃などの所持の許可を受けた者が輸入する場合、けん銃や刀剣類の登録証だけを他人に譲り渡したり譲り受けたりすることはできません。
六、許可を受けた銃砲刀剣類を譲り渡したり、貸し付けたりする場合は相手の許可証確認が必要となった。
八、火打石式管打式などの古式銃砲が登録の対象になった。いままでは古式銃砲のうち火打銃だけが登録の対象でしたが、これ以外の火打石式管打式紙薬包式に目式銃砲のうち美術品もしくは骨とう品としての価値のある銃砲が登録の対象に加えられました。このため個人が所持できるようになり、銃砲史学者の研究

譲り渡したり、貸し付けたり、保管を委託したりするときは登録証とともにしなければなりません。けん銃や刀剣類を譲り受けたり、借り受けたり、保管の委託を受けたりするときも登録証とともにしなければなりません。
五、登録証だけの譲り渡し譲り受けが禁止された。
銃砲や刀剣類の登録証だけを他人に譲り渡したり譲り受けたりすることはできません。
六、許可を受けた銃砲刀剣類を譲り渡したり、貸し付けたりする場合は相手の許可証確認が必要となった。
八、火打石式管打式などの古式銃砲が登録の対象になった。いままでは古式銃砲のうち火打銃だけが登録の対象でしたが、これ以外の火打石式管打式紙薬包式に目式銃砲のうち美術品もしくは骨とう品としての価値のある銃砲が登録の対象に加えられました。このため個人が所持できるようになり、銃砲史学者の研究

譲り渡したり、貸し付けたり、保管を委託したりするときは登録証とともにしなければなりません。けん銃や刀剣類を譲り受けたり、借り受けたり、保管の委託を受けたりするときも登録証とともにしなければなりません。
五、登録証だけの譲り渡し譲り受けが禁止された。
銃砲や刀剣類の登録証だけを他人に譲り渡したり譲り受けたりすることはできません。
六、許可を受けた銃砲刀剣類を譲り渡したり、貸し付けたりする場合は相手の許可証確認が必要となった。
八、火打石式管打式などの古式銃砲が登録の対象になった。いままでは古式銃砲のうち火打銃だけが登録の対象でしたが、これ以外の火打石式管打式紙薬包式に目式銃砲のうち美術品もしくは骨とう品としての価値のある銃砲が登録の対象に加えられました。このため個人が所持できるようになり、銃砲史学者の研究

銃砲が登録の対象になった。いままでは古式銃砲のうち火打銃だけが登録の対象でしたが、これ以外の火打石式管打式紙薬包式に目式銃砲のうち美術品もしくは骨とう品としての価値のある銃砲が登録の対象に加えられました。このため個人が所持できるようになり、銃砲史学者の研究

